

奨学のための給付金手続きについて（該当者のみ提出）

保護者の皆様へ

授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に、奨学のための給付金が支給されます。
下記の申請対象世帯に該当する場合は提出をお願いします。

【申請対象世帯】

- ① 生活保護受給世帯
- ② 住民税所得割額非課税世帯
- ③ 家計急変により住民税所得割額が非課税相当世帯

【提出期限】

令和4年7月15日（金）

【提出場所】

西原高校事務室

※ 申請書類等は、事務室で配布しております。（生徒の受取可）

この案内は全生徒の保護者の方へ送付しています

該当しない世帯は書類提出不要です

西原 第 1000 号
令和 4 年 7 月 1 日

保護者の皆様へ

沖縄県立西原高等学校長
(公印省略)

令和 4 年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて

平成 26 年度の入学者から、生活保護受給世帯及び県・市町村民税所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されています。

当該制度は、**返還不要の給付金**で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、県が給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校取扱金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

1. 給付対象者 : (1)生活保護（生業扶助）受給世帯
(2)県・市町村民税所得割非課税（0円）世帯
(3)家計急変により(1)(2)に相当する世帯
※裏面の 5. 留意事項 (3)家計急変について をご確認ください
2. 提出書類 : 上記(1)～(3)の給付対象に該当すると思われる方は
西原高校事務室にて様式等を配布しますので
令和 4 年 7 月 8 日（金）までにお受け取りください。
3. 提出期限 : **令和 4 年 7 月 1 5 日（金）**
4. 提出先 : 西原高校事務室

裏面へ続く

5. 留意事項

- (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
- (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。
(家計急変世帯への支援については除く)
- (3) 家計急変について

①失職、廃業等の家計急変により収入が激減し、住民税所得割非課税相当世帯となった場合、該当となります。

※災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象となりません。

②収入基準目安

世帯構成	年収見込額
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満
5人世帯	3,214,286円未満

※年収見込額は親権者（保護者等）の収入の合算になります。

親権者が父母2名の場合は、離職等が一方だけであっても、

2名の収入を合わせた額が上記にあたる時に該当となります。

③生活保護の生業扶助の受給者は給付金の家計急変の対象となりません。

<問い合わせ先> 西原高等学校 事務室
担当者 金城・新垣 TEL: 098-945-5418

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和4年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和4年度の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)

○支給額 (返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第 1 子	114,100 円
	通信制課程以外の課程に在籍する第 2 子以降 ※ 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500 円

○提出書類 ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書(様式 1)
- ② 令和4年度課税証明書
- ③ 生活保護受給証明書(生活保護を受給している場合)(様式 2)
- ④ 健康保険証の写し(15 歳以上 23 歳未満(中学生を除く)の 扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ⑤ 債権者登録申請書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ⑥ 振込口座の通帳の写し
- ⑦ 委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式 7)



提出書類	生業扶助受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が第 1 子	対象生徒が第 2 子以降
① 高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
② 令和4年度 課税証明書		○※1	○※1
③ 生活保護受給証明書	○※1 ※2		
④ 健康保険証の写し			○※3
⑤ 債権者登録申請書	○	○	○
⑥ 振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦ 委任状	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ

※1 ②③は就学支援金制度等で既に提出済で同書類を利用することについて同意した場合、省略可

※2 ③は証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること

※3 ④は保険証が国保の場合は、扶養誓約書(様式6)も提出

○問い合わせ先

西原高校事務室 担当者 金城・新垣 TEL:098-945-5418

沖縄県高等学校等奨学のための給付金(家計急変)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和4年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。

(7月2日以降の家計急変の場合は申請の翌月(申請が月初めの場合申請の月)の1日)

- (1) 家計急変により保護者等(親権者)の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税世帯相当になっている。
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成26年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)

○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
家計急変により非課税相当と見込まれる世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	114,100円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500円

※7月2日以降に家計急変が生じた場合は申請の月の翌月からの月割額になります。

○提出書類

- ①高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書(様式1)
- ②健康保険証の写し(15歳以上23歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
※国保の場合は、扶養誓約書(様式6)も提出
- ③債権者登録申請書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ④振込口座の通帳の写し
- ⑤保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類
- ⑥家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類
(全項目が記載されている)所得・課税証明書の写し(家計急変前)
会社作成の給与明細、直近の給与明細書(家計急変後)
税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類(家計急変後)
- ⑦保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類
扶養親族分の健康保険証の写、扶養親族分の健康保険証の写、扶養親族の記載がある所得課税証明書等
※災害等に起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象になりません。
※生活保護の生業扶助の受給者は家計急変の対象になりません。
※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。
※消せない筆記具で書類に記入してください。

○問い合わせ先

西原高校事務室 担当者 金城・新垣 TEL:098-945-5418